店用簡易装備	三年
可動間仕切り	
簡易なもの	三年
その他のもの	一五年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八年
その他のもの	一〇年
構築物	
鉄道業用又は軌道業用のもの	
軌条及びその附属品	二〇年
まくら木	
木製のもの	八年
コンクリート製のもの	二〇年
金属製のもの	二〇年
分岐器	一五年
通信線、信号線及び電燈電力線	三〇年
信号機	三〇年
送配電線及びき電線	四〇年
電車線及び第三軌条	二〇年
帰線ボンド	五年
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇年
木柱及び木塔（腕木を含む。）	一五年
架空索道用のもの	二五年
その他のもの	
前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇年
その他のもの	一六年
土工設備	五七年
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇年
鉄骨造のもの	四〇年
その他のもの	一五年
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
れんが造のもの	三五年
その他のもの	三〇年
その他のもの	二一年
停車場設備	三二年

電路設備	
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五年
踏切保安又は自動列車停止設備	
その他のもの	一二年
その他のもの	一九年
その他のもの	四〇年
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三〇年
その他のもの	四〇年
鉄筋コンクリート柱	四二年
木塔及び木柱	一〇年
アンテナ	一〇年
接地線及び放送用配線	一〇年
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五年
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇年
ビチューマルス敷のもの	三年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	五〇年
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇年
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	五〇年
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇年
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	四〇年
土造のもの（前掲のものを除く。）	
石造のもの（前掲のものを除く。）	
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇年